

(案)

令和6年度仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業米穀等贈呈業務委託仕様書

1. 業務の目的

仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業の対象者への子育て世帯等居住支援（以下「継続支援」という）として、仙台市内産の 米穀等を贈呈することで、本市へ住み替えた子育て世帯等の暮らしを応援するとともに、地産地消の推進にもつなげることを目的とする。

2. 履行期限

令和7年1月31日までとする。

3. 業務内容

仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業実施要綱第3条第1項第2号イに規定する米穀等の贈呈(進呈)に関する以下の事務を行う。

(1) 商品の選定

配送する米穀等の商品の等級、価格および配送に係る費用及び事務経費の内訳等がわかる資料を作成のうえ提案する。

なお、商品の選定にあたっては、仙台市内産の米穀を1種類以上含み、新鮮かつ日持ちする商品で、配送に係る費用及び事務経費を含み一世帯につき一万円程度のものとする。

(2) 商品の配送業務

配送時期等の計画を作成のうえ提案する。

なお、配送先は継続支援対象者のうち、米穀等の贈呈を希望した仙台市内の 282 世帯（具体は契約後に市より提示）とし、配送は、配送先ごと平日、土日祝の別及び時間帯の希望に合わせて2回に分けて行う。

また、配送に関する記録を作成し、配送完了時に報告する。

(3) 商品、配送に関する対応

商品の配送にあたり、不着返却等により再送の依頼があった場合は、発注者へ報告のうえ再送する。また、配送先より商品の品質に対する意見があった場合は、誠意をもって対応し、速やかに発注者に報告する。

(4) 業務実績の報告

業務の進捗状況を発注者に適宜報告するとともに、業務完了時に、業務実績としてとりまとめ、発注者に提出する。

4. 提出書類等（各1部）

- (1) 商品提案書
- (2) 配送時期等の計画書
- (3) 配送先世帯が受け取ったことを確認できる書類
- (4) 報告、打合せ等の記録

5. その他留意事項

- (1) 配送先等の個人情報は、本業務完了時に発注者に返還する。
- (2) その他、本仕様書に定めのない事項は、発注者との協議による。